

## 佐賀県告示第 67 号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 34 条の規定による収用及び使用の手続開始の申立てがあったので、同法第 34 条の 3 の規定により、次のとおり告示する。

令和 6 年 3 月 19 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類 一般国道 497 号新設工事（西九州自動車道「伊万里道路」・伊万里市南波多町府招字長田地内から同市木須町字名切地内まで、同市二里町八谷搦字伊万里二本松地内及び同市東山代町日尾字銭亀地内から同市東山代町長浜字浜頭地内まで）及びこれに伴う市道付替工事
- 3 手続が開始される土地
  - (1) 収用の手続が開始される土地 伊万里市二里町八谷搦字伊万里二本松、東山代町日尾字銭亀並びに東山代町長浜字下り松、字長浜一、字祐蔵坊及び字浜頭地内
  - (2) 使用の手続が開始される土地 伊万里市二里町八谷搦字伊万里二本松並びに東山代町日尾字銭亀地内
- 4 土地収用法第 34 条の 4 第 2 項の規定による図面の縦覧場所  
伊万里市役所